

(様式4 表面)

不利益処分の処分基準 個票

		課等名 エネルギー政策推進課	No. 01
不利益処分の内容		市民参加型再生可能エネルギー事業の認定の取消し	
根拠法令及び条項		小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第15条	
処 分 基 準	関係条項	小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例施行規則第8条	
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消す。</p> <ol style="list-style-type: none">1 虚偽その他不正な手段により市民参加型再生可能エネルギーの認定又は変更の認定を受けたとき。2 市民参加型再生可能エネルギー事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。3 市民参加型再生可能エネルギー事業が、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例第10条各号に掲げる要件を満たさないと認められるとき。4 認定事業者が、次のいずれかに該当したとき。<ol style="list-style-type: none">(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）(2) 法人にあつては、役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者があるもの(3) 法人でない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当する者であるもの5 報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。6 認定事業者が、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例又は同条例施行規則に違反したとき。	
	参考事項		
	設定等年月日	平成 年 月 日設定（平成 年 月 日最終変更）	

(様式4裏面)

処 分 基 準	基 準	
------------------	--------	--